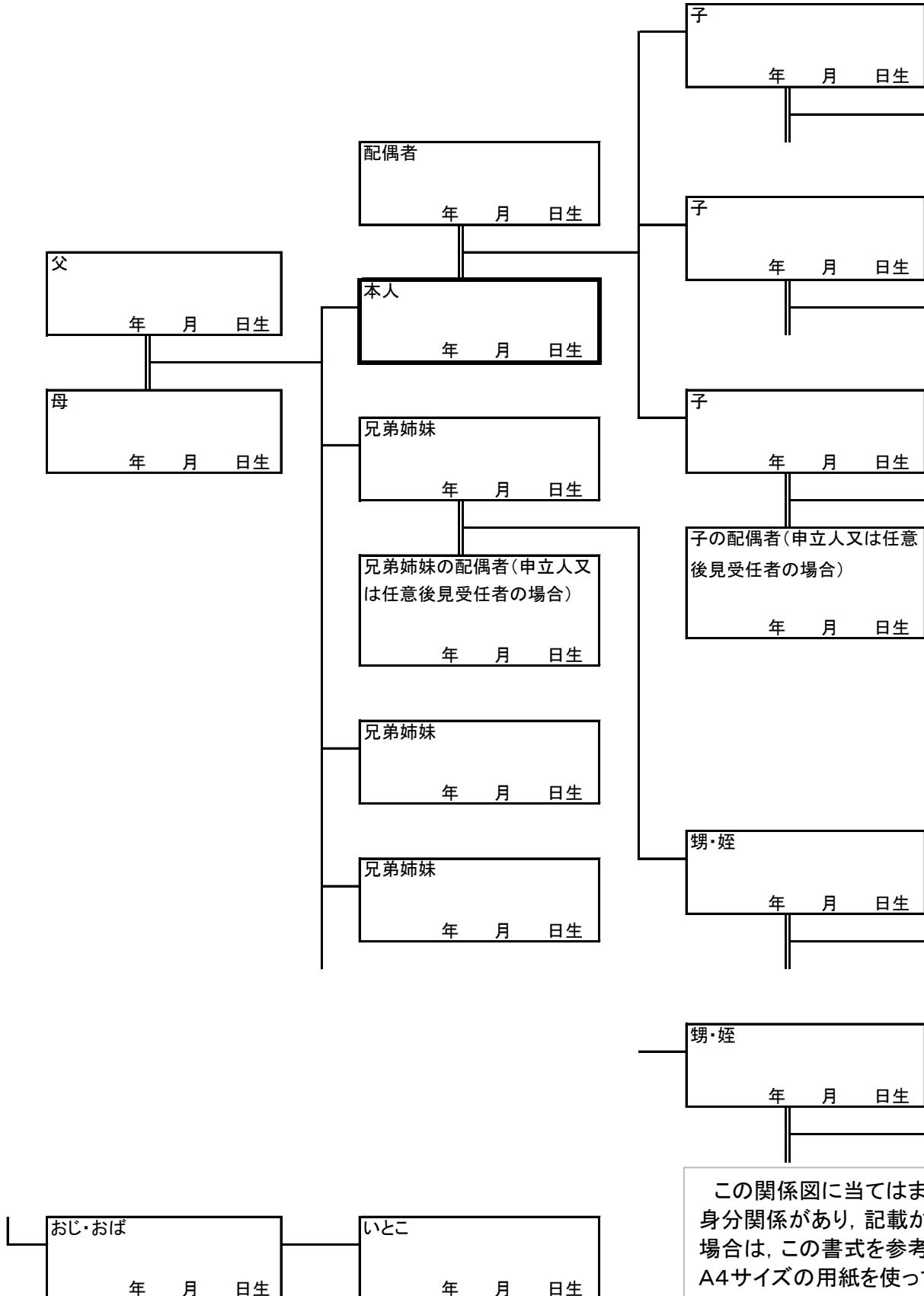


## 親 族 関 係 図

※ 申立人や任意後見受任者が本人と親族関係にある場合には、申立人や任意後見受任者について必ず記載してください。

※ 本人の推定相続人その他の親族については、わかる範囲で記載してください。  
 (推定相続人とは、仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。)



この関係図に当てはまらない身分関係があり、記載が難しい場合は、この書式を参考にして、A4サイズの内紙を使って親族関係図を作成してください。